

外来種対策の推進

(環境共生課)

1 現状と課題

私たちの身の回りには、たくさんの生物が様々な環境で生息・生育しています。その中で、従来その地域にいた生物ではなく、私たち人間の活動によって、他地域から入ってきた生物（外来種）が侵略性を持ち、生態系などに被害を及ぼしています。

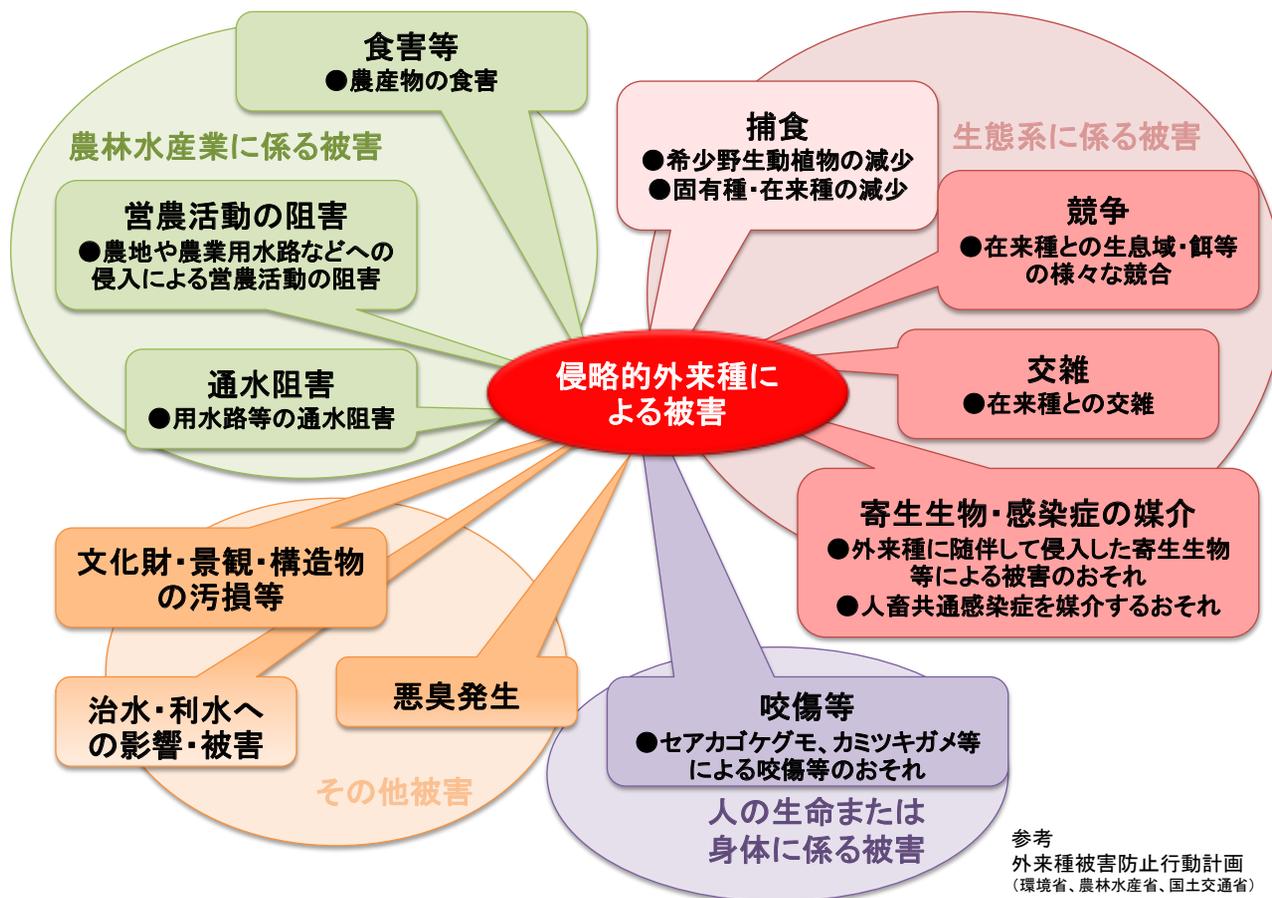
県内では、人の健康へ影響を及ぼすセアカゴケグモや生態系へ影響を及ぼすオオキンケイギクが確認され、駆除されています。これらの外来種は特定外来生物として、法律により飼育や栽培等が規制されています。

しかし、すべての外来種が影響を及ぼしているわけではありません。日本ではイネに代表されるように、昔から数多くの外来種が利用されていますし、ペットや園芸用、食用など、私たちの社会生活に欠かせないものも少なくありません。

外来種について正しい知識を普及啓発することと優先度を踏まえた侵略的外来種の駆除・防除の対策を推進することが今後取り組むべき大きな課題です。

2 侵略的外来種による被害

外来種のうち、日本国内の生態系、人の生命又は身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるものを侵略的外来種と言います。



生物多様性と外来種

高知県内には、11,000種を超える野生の動植物が生息・生育し、多種多様な生態系を育んでいます。これらの生物（種）にはそれぞれ個性があり、直接的・間接的に支えあい生きています。外来種は、生物の多様性に損失をもたらしている4つある大きな要因の一つと言われています。

3 特定外来生物

生態系、人の生命・身体、農林水産業に特に重大な影響を与えるおそれ強いものは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により「特定外来生物」に指定されています。これらについては、法律により下記の点が禁止されており、違反すると罰則が課せられます。

- ・飼育、栽培、保管及び運搬（生きたまま移動させる）の原則禁止
- ・輸入の原則禁止
- ・野外へ放つ、植える及びまくことの禁止
- ・飼養等の許可を受けていない者に対する譲渡、引渡し（販売も含む）の禁止

特定外来生物等一覧 (H28.6 現在)

指定種	指定数 (種)	種名の例
哺乳類	25	アライグマ ヌートリア等
鳥類	5	ソウシチョウ等
爬虫類	16	カミツキガメ等
両生類	11	ウシガエル等
魚類	14	ブルーギル オオクチバス (通称ブラックバス)等
クモ・ サソリ類	10	セアカゴケグモ ハイロゴケグモ等
甲殻類	5	ウチダザリガニ等
昆虫類	9	ツマアカスズメバチ アルゼンチンアリ等
軟体 動物等	5	カワヒバリガイ等
植物	13	オオキンケイギク オオハンゴンソウ ボタンウキクサ等
合計	113	



セアカゴケグモ（メス）



オオキンケイギク

4 施策の展開

(1) 実施する取組

- ア 侵略的外来種の侵入や定着防止等のため、外来種について広報を実施します。
- イ セアカゴケグモなどの人的被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の駆除に取り組みます。
- ウ 高知県版の外来種リストを作成し、本県にとって脅威となる外来種を特定し、効果的な対策を講じます。

(2) 平成27年度に実施した取組

- ア 特定外来生物について、県内全戸に配布する県広報紙への掲載や関係機関へのパンフレット配布等による注意喚起を行いました。
- イ 市町村職員や関係職員を対象に「オオキンケイギク」の見分け方や駆除方法についての勉強会を実施しました。
- ウ 市町村及び関係機関と連携して、特定外来生物の駆除を行いました。